

次世代 IT 労務月報



発行者

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028 FAX：058-227-4742 e-mail：toshi21roumu@outlook.jp

トピックス

◆事務所開業御礼

◆労務 Q & A

◆次世代コーナー【時間にまつわる話】

◆最新法改正情報

◆助成金情報

●事務所開業御礼

2022 年 9 月 1 日、長年の夢だった社労士事務所を開業することができました。会員の皆様方にはご協力・ご支援を頂き心より感謝申し上げます。

事務所の立ち上げは 0 からのスタートで、顧客を開拓することが本当に厳しい世界だと聞いておりましたが、周囲の方々の御理解や力強い後押しに恵まれ、第一歩を踏み出した状態です。顧問契約をして下さった会員様には感謝の念に堪えません。

社労士は、給料計算、社会保険・労働保険関係の手続き、助成金申請、帳簿書類の作成・整備、人事評価制度の導入、求人票の作成・提出、年金相談、行政機関の調査の立合い及び改善、近年問題視されている職場でのパワハラやセクハラ及びその防止対策等、業務範囲が幅広いです。

更に、毎年のように労働法改正が行われるため、日ごろからアンテナを張って常に新しい情報をキャッチしなければなりません。

会員の皆様方には少しでも最新の役立つ情報を知っていただくために、毎月「次世代 IT 労務」月報を作成・配布させて頂きます。当該情報についてご不明な点等がございましたらいつでもご相談下さい。

今後も引き続き、宜しくお願い申し上げます。

●最新・法改正情報

A 10 月 1 日からの岐阜県最低賃金の引き上げ

令和 4 年 10 月 1 日から一時間当りの最低賃金が 910 円に引き上げられます。

(時間外労働は 1,138 円、法定休日労働は 1,229 円以上支払う必要が出てきます。)

B 雇用保険率の引き上げ

10 月 1 日から雇用保険率が引き上げられます。事業主側の負担は既に今年度の労働保険の申告で概算保険料として納付されているかと思われます。10 月分からは、労働者側の負担額が変わりますので給料計算の際にはご注意ください。参考までに一般事業の労働者側の負担は 1,000 分の 5 に変わります。

詳細は私までお問い合わせ下さい。

● 労務 Q&A

Q 1日の労働時間が8時間の会社で昼休みが45分なのは短かすぎて違法ですか？

A 休憩に関しては、法律で「労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分。8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中で与えなければならない」と定められています。

つまり、6時間までは休憩なしでも作業に従事することが可能です。

休憩時間を変更する場合は、早めに就業規則や雇用契約書等を変更する必要があります。

休憩時間の最低基準の一覧表（法令）

労働時間	休憩時間
6時間まで	与えなくてもよい
6時間超8時間まで	少なくとも45分
8時間を超える場合	少なくとも1時間

● 助成金情報

<65歳超雇用推進助成金（令和4年度版）>

就業規則等による65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成されます。

対象者は60歳以上の雇用保険被保険者であって、改正前後の就業規則の適用者であり、定年前に期間の定めのない労働契約を結んでいる者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている方になります。

支給額 1人の場合 15万円～40万円

● 次世代コーナー【時間につつまる話】

子供の頃より大人の方が時間の流れが速く感じられる、ということをよく耳にします。その要素としては「新しい出来事を体験しにくくなった」と考えられますか？やり慣れた対応や日常的な作業は、時間が経つのが速く感じられます。一方で、子供は日常生活で新しい出来事を体験することが多く、一つ一つの行動に重みと新鮮さを感じ、これが体感時間に影響していると思います。

加えて、体の代謝が落ちると心の時計の進みが鈍り、時間が速く過ぎ去ると感じます。一般的に体温が高い人は基礎代謝量が高いといわれ、代謝が落ちると心の時計の進み方が鈍ることから、体温が低い朝晩は時間の流れが速く感じられると考えられます。

健康第一で毎日のお仕事に向き合ってください。

